

新潟県公安委員会規則第9号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年6月14日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
警備業法関係	(略)	警備業法関係	(略)
航空法関係	航空法（昭和27年法律第231号）第134条第5項の規定による協議に係る書面の受理及び当該協議に対する回答		
(略)		(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。